

上尾市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和3年11月2日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

上 尾 市 長 畠 山 稔 様  
上尾市議会議長 大 室 尚 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫  
上尾市監査委員 鈴 木 彬  
上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和 3 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を執行したので、  
同条第 9 項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

### 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

#### 1 準拠基準

上尾市監査基準

#### 2 監査の種類

財政援助団体等監査

#### 3 監査対象

- (1) 指定管理者 株式会社こどもの森  
[対象施設] 上尾市児童館アッピーランド  
(2) 所管部局 子ども未来部青少年課

#### 4 監査期間

令和 3 年 8 月 18 日（水）から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで

#### 5 監査の範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

令和 2 年度公の施設の指定管理料

上尾市児童館アッピーランド管理運営委託料 52,740,000 円

#### 6 監査の実施内容及び着眼点

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、指定管理者及び所管部局の職員から説明を聴取し監査を実施した。

## (1) 着眼点

### ○株式会社こどもの森（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

### ○上尾市子ども未来部青少年課（所管部局関係）

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- カ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

## (2) 監査書類等

- ア 事業計画書及び事業報告書（令和2年度）
- イ 協定書（基本協定書、年度協定書）
- ウ 総勘定元帳
- エ 現金出納帳、預金出納帳
- オ 証票（領収書、請求書等）
- カ 職員の給与・旅費等に関する書類
- キ 備品台帳
- ク 利用者アンケート等に関する書類
- ケ 施設管理業務に関する書類
- コ その他

## 7 指定管理の状況

### (1) 指定管理者の概要

受託者 株式会社こどもの森

東京都国分寺市光町 2-5-1

平成4年1月に設立し、認可保育所や認証保育園を運営。また、平成18年4月に戸田市立児童センターを指定管理者として受託したのをはじめ、児童館や

学童保育所を運営する。

(2) 指定管理の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 指定管理業務の範囲

- ア 児童館を利用する児童及び保護者に対して行う、日常的な遊びの指導・事業の企画運営・健全育成、子育て支援等に関する事
- イ 施設の運営及び維持管理に関する事
- ウ 利用許可及び利用料金の収受に関する事
- エ 各種報告等に関する事
- オ その他市長が必要と認める管理業務に関する事

(4) 対象施設の概要

ア 設置目的

児童が健全な遊びについて接する機会を設けることにより、その健康の増進と情操のかん養を図り、もって児童の健全育成に寄与する。

イ 施設の概要

名 称	上尾市児童館アッピーランド			
所 在 地	上尾市本町六丁目 11 番 25 号			
面 積	敷地面積	3,614.73 m <sup>2</sup>	建築面積	1,080.97 m <sup>2</sup>
	建物延床面積	1,498.61 m <sup>2</sup>		
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て			
開館年月日	平成12年5月5日			
主 な 施 設	体育遊戯室、プレイホール、音楽室、幼児室、図書室、美術工芸室、集会室等			
利 用 時 間	午前9時から午後6時 ただし団体利用は午後10時まで (体育遊戯室、集会室(研修室)、音楽室、ボランティア室に限る)			
休 館 日	毎月第3火曜日(ただし祝日の場合はその翌日) 12月29日から翌年の1月3日まで			

ウ 人員体制

正社員2名、常勤契約社員3名、パート6名

## 8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

なお、公の施設の適正な管理に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

所管課が指定管理者に提出を求めたものの、指定管理者において提出すべき書類として認識されていないものがあつた。これは、当該書類が提出すべき書類として協定書に明らかにされていないことが要因であるため、協定書に明記するなど、必要に応じて協定書の見直しを行い、両者が相互に協力し円滑に業務を管理できるよう努められたい。

また、令和2年度は、コロナ禍のため基本協定書どおりの運営が出来ない事態が生じた。今後、同様の事態が生じた際には、市全体で対応方針を定め、所管部局と指定管理者でよく協議し、業務計画や管理運営委託料の見直し等を行い、施設の適正な運営に努められたい。